

一般財団法人 熊本県消防協会弔慰救済金給付規程

(目的)

第1条 一般財団法人熊本県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第4号に定める弔慰金等の給付は、公務災害認定を前提とするほか、この規程の定めるところによる。ただし、この規程により難いときは、幹部理事会に諮り決定する。

(弔慰金)

第2条 公務に因り死亡した者及び負傷し、それが原因となり死亡した者の遺族に対して弔慰金を贈呈し、その額は、次による。

(1) 災害現場活動中及び消防訓練実施中。

一時金 50万円以内

(2) 前項の現場往復途上で、自己の重大な過失が伴わない場合。

一時金 30万円以内

(障害見舞金)

第3条 公務に因り障害の状態になった者に対して見舞金を贈呈し、その額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令別表第二に定める障害の等級に応じて次の額とする。

障害の等級	見舞金の額
第1級・第2級・第3級・第4級	50万円以内
第5級・第6級	30万円以内
第7級・第8級	18万円以内
第9級・第10級	9万円以内
第11級・第12級	6万円以内

(傷病見舞金)

第4条 公務に因り負傷し若しくは疾病に罹り入院治療した者に対し、見舞金を贈呈し、その額は次の額とする。

入院日数	見舞金の額
5日以上14日以内	1万円
15日以上30日以内	2万円
30日以上60日以内	3万円
61日以上	4万円

(自家被災見舞金)

第5条 公務出動中、自家類焼若しくは流失或いは全壊等の被害を受けた者に対し、見舞金を贈呈し、その額は次の額とする。

一時金 10万円以内

(弔慰金等の申請)

第6条 弔慰金等の申請は、それぞれ様式1から様式4により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、一部を改正し、令和元年12月20日から施行する。

(様式1)

第 号
年 月 日

熊本県消防協会長殿

〇〇消防団（消防本部）
団長（消防長）氏 名 御

弔 慰 金 申 請 書

階 級		氏 名		性別		生年月日	
発生日	年 月 日 時 分頃						
発生場所	地図併用						
発生状況	別紙にて図や写真等を使用して記述 公務災害認定申請に使用した書類の併用可						
受取人	続柄		氏名				
	住所						
添付書類	団長（消防長）が原本証明した死亡診断書又は死体検案書及び公務災害認定書の写し						

(様式2)

第 号
年 月 日

熊本県消防協会長殿

〇〇消防団（消防本部）
団長（消防長）氏 名 御

障 害 見 舞 金 申 請 書

階 級		氏 名		性別		生年月日	
発生日	年 月 日 時 分頃						
発生場所	地図併用						
発生状況	別紙にて図や写真等を使用して記述 公務災害認定申請に使用した書類の併用可						
障害の状況 及び等級							
添付書類	団長（消防長）が原本証明した医師の診断書及び公務災害認定書並びに障害者手帳の写し						

(様式3)

第 号
年 月 日

熊本県消防協会長殿

〇〇消防団（消防本部）
団長（消防長）氏 名 御

傷病見舞金申請書

階 級		氏 名		性別		生年月日	
発生日	年 月 日 時 分頃						
発生場所	地図併用						
発生状況	別紙にて図や写真等を使用して記述 公務災害認定申請に使用した書類の併用可						
傷 病 名							
入院期間	年 月 日～ 年 月 日 ()日間						
添付書類	団長（消防長）が原本証明した医師の診断書及び公務災害認定書の 写し						

(様式4)

第 号
年 月 日

熊本県消防協会長殿

〇〇消防団（消防本部）
団長（消防長）氏 名 御

自家被災見舞金申請書

階 級		氏 名		性別		生年月日	
発生日	年 月 日 時 分頃						
罹災場所	地図併用						
罹災状況	別紙にて図や写真等を使用して記述 また、損害保険請求に使用した書類の併用可						
添付書類	団長（消防長）が原本証明した罹災証明書の写し						